

○京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の介護事業所等における介護サービス又は障害福祉サービスに従事する介護職員の確保及び資質の向上を図るため、介護職員の資格取得に要する研修の受講料等を負担した市内の社会福祉法人等に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護事業所等 市内に所在する事業所又は施設であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行うもの又は施設

イ 介護保険法第115条の4第1項に規定する第1号事業を行うもの又は施設

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスの事業を行うもの又は施設

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センターを運営するもの

(2) 研修 次に掲げるものをいう。

ア 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の2第3第1項に規定する介護職員初任者研修課程

イ 介護職員実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための実務者研修

ウ 主任介護支援専門員研修 介護保険法施行規則第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修

(3) 社会福祉法人等 介護事業所等を運営する社会福祉法人及び介護事業所等の運営を

許可された法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で介護事業所等を運営する社会福祉法人等であつて、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 前条第2号に規定する研修の受講料等を負担し、かつ、令和8年3月31日までに当該研修を修了した介護職員を、その修了の日以後、同一の介護事業所等において3月以上継続して雇用していること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、研修の受講料、手数料、当該研修において使用される教材費のほか、市長が適当と認めるものとする。

2 補助対象経費に対し、国、府等の補助金又は貸付を受ける場合は、当該補助金又は貸付の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる研修の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額以内の額とする。

- (1) 介護職員初任者研修 介護職員1人につき、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は6万円のいずれか低い額
- (2) 介護職員実務者研修 介護職員1人につき、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は8万円のいずれか低い額
- (3) 主任介護支援専門員研修 介護職員1人につき、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

2 補助金の交付は、各研修介護職員1人につき、1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、介護職員が研修を修了した日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし、研修の修了の日以後、同一の介護事業所等において雇用された期間が、当該年度の末日において3月未満であって、翌年度に継続して雇用され、その雇用期間が3月以上となる場合は、当該介護職員に係る補助金に限り、翌年度に補助金の交付の申請をすることができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の請求をしようとするときは、京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの告示に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手続により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該取り消した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を5年間

保存しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年7月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助対象経費に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、第12条の規定は、前項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和4年3月29日告示第120号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者名
電話番号

印

京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付申請書

京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金の交付を受けたいので、京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱（令和3年京丹後市告示第77号）第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

受講研修名 (該当する研修名に○を記入してください。)		介護職員初任者研修	
		介護職員実務者研修	
		主任介護支援専門員研修	
対象 経費	介護職員初任者研修	円・・・①	
	介護職員実務者研修	円・・・②	
	主任介護支援専門員研修	円・・・③	
申請額	介護職員初任者研修	円 ①×2/3	※千円未満切捨て
	介護職員実務者研修	円 ②×2/3	
	主任介護支援専門員研修	円 ③×10/10	
	合 計	円	
必要添付書類	①研修を修了したことを証する書類の写し ②補助対象経費に掛かる領収書の写し ③就労証明書 ④その他市長が必要と認める書類		
同意書			
京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付審査のため、当法人に関する市税の納付状況について、市が調査することに同意します。			
法人名 代表者名			
印			

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金については、京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱（令和3年京丹後市告示第77号）第7条の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

- | | |
|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 介護職員実務者研修 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員研修 | 円 |

2 交付の時期

3 交付の条件

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金については、京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱（令和 3 年京丹後市告示第 7 7 号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

1 不交付とする事業

- 介護職員初任者研修
- 介護職員実務者研修
- 主任介護支援専門員研修

2 不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付請求書

請求金額	円
------	---

ただし、次に係るもの

研修の名称及び交付請求額内訳

- 介護職員初任者研修 円
- 介護職員実務者研修 円
- 主任介護支援専門員研修 円

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました標記の補助金について、京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱（令和3年京丹後市告示第77号）第8条の規定により補助金を請求します。

年 月 日

京丹後市長 様

所在地

法人名

代表者名

電話番号

印

なお、次の口座に振込み願います。

金融機関	
預金種目	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第5号（第10条関係）

番 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 号による京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金の交付の決定の全部（一部）を京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱（令和3年京丹後市告示第77号）第10条の規定に基づき次のとおり取り消したので通知します。

記

1 研修名、交付決定の取消額

介護職員初任者研修

交付決定額 円

今回取消額 円

更正決定額 円

介護職員実務者研修

交付決定額 円

今回取消額 円

更正決定額 円

主任介護支援専門員研修

交付決定額 円

今回取消額 円

更正決定額 円

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第10条関係)